

和光市アーバンアクア公園の管理運営に関する年度協定書

和光市教育委員会（以下「甲」という。）と地方自治法第244条の2に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）である和光スポーツパーク共同事業体（以下「乙」という。）とは、令和3年8月19日に、和光市アーバンアクア公園（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した「和光市アーバンアクア公園の管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理運営に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

（令和3年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、年度の本業務の内容は、基本協定第7条に定めるとおりであることを確認する。

（令和3年度の指定管理料）

第3条 甲は、指定管理料として、金15,000,000円（消費税及び地方消費税含む）を乙に支払うものとする。

2 乙は甲に対し指定管理料を月毎に書面をもって請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求が適当と認めたときは、当該書面を受理した日から30日以内に、乙に対し管理費用を支払うものとする。

4 乙は、指定管理料のうち、金146,000円は、基本協定第14条第3項の修繕費に、金250,000円は、基本協定第18条第4項の備品購入費に充てる。また、修繕費及び備品購入費に不用額が生じた場合は甲に返還するものとする。なお、1件あたりの予定価格が100万円までのものについては、指定管理者が必要と認めるものについて、指定管理者の責任と経費負担において実施するものとする。

5 乙は、計画していた事業を中止し、又は職員を配置せず、若しくは職員の雇用形態を変更する等事業計画に定めた本業務を実施しなかった場合は、本業務を実施しなかったことにより生じた指定管理料の残額又は実施しなかった本業務の予算額に相当する額を甲に返還しなければならない。

6 乙は、年度終了後に指定管理料（第4項に規定する不用額及び前項の規定により乙が甲に返還した金額を除く。）と利用料金等（乙が本業務を実施することにより得られる利用料金その他の収入をいう。）の合計額から本業務に要した経費の額を除いて得た額に残額が生じた場合は、当該残額を余剰金とし、当該余剰金の額に100分の20を乗じて得た額（1円未満切捨て）を甲に返還するものとする。

（駐車場管理業務）

第4条 乙は、本施設の駐車場及び駐車場内に設置された料金徴収機器について、適正な管理を行うものとする。

(駐車場利用料金)

第5条 本施設の駐車場利用料金については、条例の料金設定を基本とするものとする。

2 駐車場料金の改定にあたっては甲乙協議するものとする。

3 駐車場料金に減免制度を設けるときは、甲乙協議するものとする。

(事業報告書の提出)

第6条 基本協定第21条第1項の規定に基づく事業報告書については、別に定める「事業報告書のルール」に基づき作成するものとする。

(施設管理に必要な研修の実施)

第7条 乙は従事者に対し、施設管理に必要な研修を実施するとともに、従事者が、甲が開催する研修（人権・個人情報保護等）に参加することに配慮するものとする。

(年度協定の変更)

第8条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したときまたは特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、年度協定の規定を変更することができるものとする。

(協議事項)

第9条 年度協定に定めのない事項については、基本協定によるものとする。基本協定に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

甲と乙は、この年度協定の締結を証するため、本書3通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 3年 9月28日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号
和光市教育委員会

乙 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
さいたま新都心LAタワー30F
和光スポーツパーク共同事業体

(代表構成員)

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
さいたま新都心LAタワー30F
株式会社クリーン工房
代表取締役 川鍋 大二

(構成員)

鹿児島県鹿児島市宇宿ニ丁目18番27号
株式会社セイカスポーツセンター
代表取締役 玉川 文生